

山梨県公報

第八十八号

令和二年

四月十三日

月 曜 日

令和二年四月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

四の受検申請の手續4を次のとおり変更する。

4 受付期間 令和二年四月六日(月) から同月二十七日(月) まで

目次

告示

○山梨県流域下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取
り扱わせる出納取扱金融機関の指定 ……一七七

公告

○令和二年度前期技能検定の実施の一部変更……………一七七

告示

山梨県告示第五百五十二号

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二十七条ただし書及び地方公
営企業法施行令(昭和二十七年政令第四百三号)第二十二條の二第一項の規定により、
山梨県流域下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出
納取扱金融機関を次のとおり指定した。

令和二年四月十三日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

名称	指定年月日	摘要
株式会社山梨中央銀行	令和二年四月一日	取扱店舗は、県庁支店及び石和支店に 限る。

公告

○令和二年度前期技能検定の実施の一部変更
令和二年三月二日付で公告した令和二年度前期技能検定の実施の公告を次のとおり
変更する。

発行者

山梨県

甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番